

報道資料

令和5年5月31日
総務部法務文書課公益法人係
担当：杉村、石河
0742-27-8329（直通）
又は内線 2373

公益社団法人橿原経済倶楽部に対する勧告について

公益社団法人橿原経済倶楽部において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）における「役員^(注)の3分の1規定」に違反していたことに関し、令和5年5月30日付けで、同法人に対し、公益法人認定法第28条第1項の規定による勧告を行いました。

この勧告は、奈良県公益認定等審議会から行政庁（奈良県知事）に対して行われた公益法人認定法第54条において読み替えて準用する公益法人認定法第46条第1項の規定による勧告に基づき行政庁（奈良県知事）が実施

1. 勧告の概要

(1) 勧告において求める措置

①責任の所在の明確化及び責任者に対する適切な措置を含め、原因究明及び再発防止策の策定

※外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、再調査の上、当該委員会の意見を踏まえて行うこと。

②ガバナンスの確保

- ・役員^(注)の職務権限規程の整備など、業務執行における意思決定プロセスの明確化
- ・コンプライアンス研修の実施など、役職員における法令遵守の徹底
- ・事務局の事務執行を適正に監督できる体制の構築

(2) 県への報告

令和5年8月31日（木）までに、上記（1）について必要な措置を講じた上で、報告すること。

2. 資料

資料1：公益社団法人橿原経済倶楽部の役員^(注)の3分の1規定違反及び勧告の概要

資料2：知事から公益社団法人橿原経済倶楽部あて勧告書

資料3：奈良県公益認定等審議会から知事あて勧告書

資料4：公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(注) 「役員^(注)の3分の1規定」とは

公益法人認定法第5条第11号において、公益法人は、他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることが求められています（監事についても同様）。

公益社団法人榎原経済倶楽部の役員の3分の1規定違反 及び勧告の概要

1. 公益社団法人榎原経済倶楽部について

設立 法人設立 平成元年 3月 23日

公益認定 平成 23年 4月 1日

主たる事務所の所在地 榎原市久米町 652-2

代表者 会長 佐藤 進

事業概要 榎原市商工経済会館の会議室等の貸与、商工業者及び市民向けの講座や相談、産業経済に関する調査等

2. 経緯

- ① 令和4年8月30日に立入検査を実施。当該法人の役員のうち3分の1以上が榎原商工会議所の役員と兼職しており、役員のうち3分の1規定に適合していないことが判明。

※役員のうち3分の1規定

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第11号において、公益法人は、他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることが求められている（監事についても同様）。

- ② さらに事実関係を調査するため、奈良県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）から法人に対し、
- ・追加の立入検査（令和4年11月17日及び同月21日）
 - ・報告要求（令和4年12月20日付け、令和5年2月6日付け、同月10日付け及び同年3月15日付け）
- を実施。
- ③ 審議会では、令和4年11月以降6回審議（令和4年11月14日、令和5年1月13日、同年2月17日、同年3月14日、同年4月14日及び同年5月19日）し、令和5年5月23日付けで知事あてに勧告。
- ④ 令和5年5月30日付けで知事から法人あてに勧告。

3. 勧告の概要

(1) 勧告を行う理由

- ① 平成29年3月当時及び平成31年3月当時の会長（代表理事）、副会長、事務局長らは、平成29年3月には役員のうち3分の1規定に違反している可能性を認識し、さらに、平成31年3月には違反を確定的に認識したにもかかわらず、速やかに、その事実を行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正にも着手しなかったものであり、当該法人において、法人運営上の問題点に対する自浄作用が適正に働いていないことは看過で

きない問題である。

- ② 役員の3分の1規定に違反していることを確定的に認識した後の令和2年2月13日及び令和4年8月30日の立入検査の際、検査員に対して、そのことを告げず、また、不正確な内容の兼職届を提示していた。さらに、令和元年7月16日付け及び令和3年7月21日付けの役員変更届についても、提出時点で役員の3分の1規定に違反していることを確定的に認識していたにもかかわらず、規定に適合している旨の確認書を添付の上、届出書類を提出していた。これらのことから、公益法人に求められる適正な業務遂行が著しく損なわれていると言わざるを得ない。
- ③ 当該法人は、法人運営に関する内部規程として、理事会運営規程及び事務決裁規程を整備していない。また、報告要求に対する報告書を作成するに当たり、当該法人は、公益認定法検討委員会（後にコンプライアンス委員会に改組）を設置し、調査を行ったが、当該委員会は調査した内容についての報告書を作成しておらず、公正中立なる外部の第三者による十分な調査が行われたとも認め難い。さらに、令和5年1月19日に当該法人が開催した理事会における審議会への報告書提出に係る議案については、当該理事会の議事録を見る限り、役員は質問すら行わず、役員の誰からも特に意見は出ることなく承認可決されていることから、少なくともこの時点では、長期間にわたり役員の3分の1規定に違反していたことの重大さを役員一人一人が十分に認識していたとは言い難い。

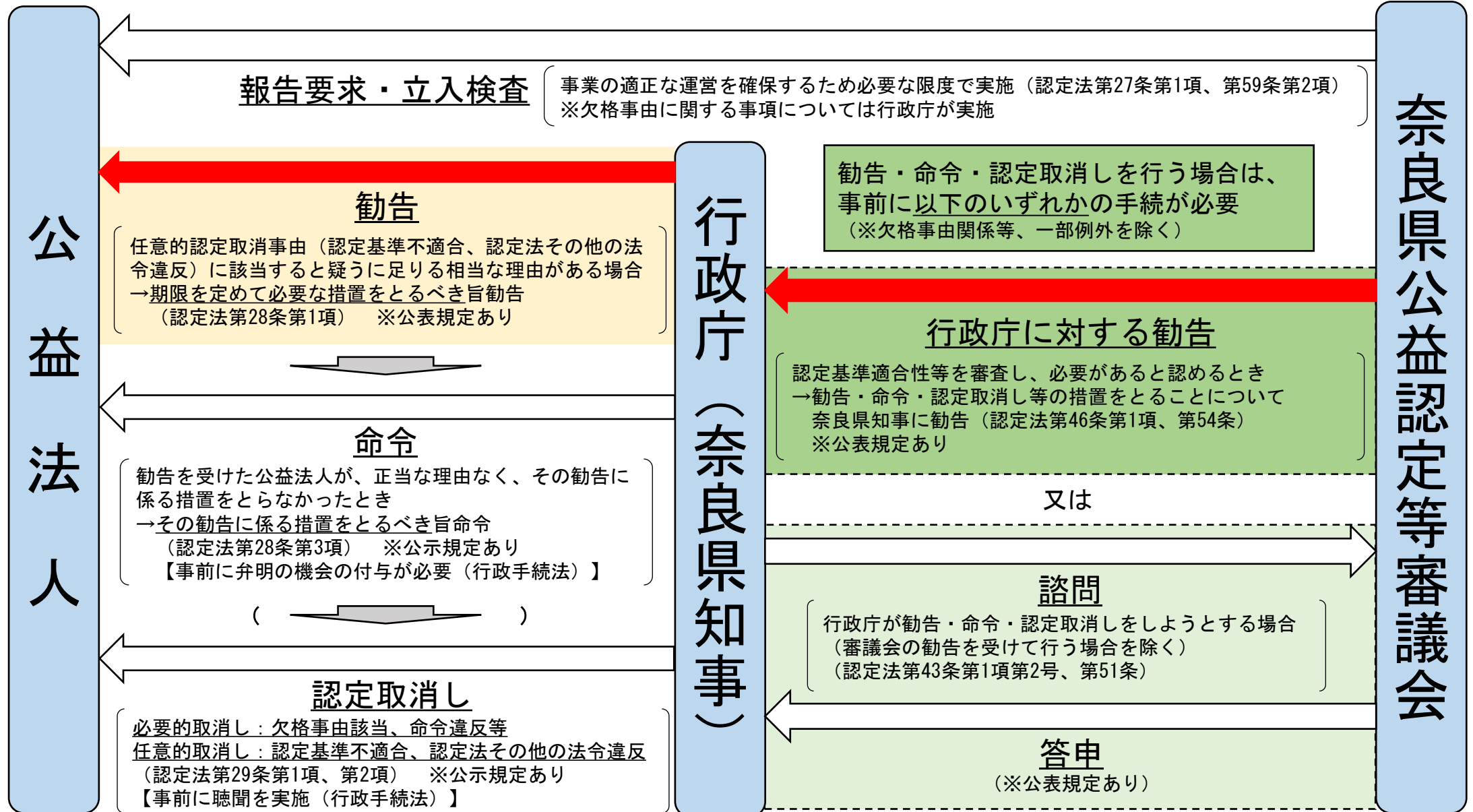
以上のことから、役員及び理事会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第64条及び民法（明治29年法律第89号）第644条の規定による善管注意義務、法人法第83条の規定による忠実義務等の法律上の義務を履行せず、公益法人としてのガバナンスが適正に機能していないと言えることから、公益法人認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため。

（2）勧告において求める措置

- ① 外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し事実関係を再調査の上、当該委員会の意見を踏まえ、責任の所在の明確化及び責任者に対する適切な措置を含めた原因究明を行うとともに、再発防止策を策定すること。
- ② 以下の内容を含め、公益法人としてのガバナンスの確保に取り組むこと。
 - ・ 役員の職務権限規程の整備など、業務執行における意思決定プロセスの明確化
 - ・ コンプライアンス研修の実施など、役職員における法令遵守の徹底
 - ・ 事務局の事務執行を適正に監督できる体制の構築（外部人材の登用や事務局に常駐する理事（常勤理事）の設置等の検討）
 - ・ 事務決裁規程の整備など、事務局における事務執行の適正化
- ③ 令和5年8月31日（木）までに、上記①及び②について必要な措置を講じた上で、報告すること。

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(資料4)



(注) 上図の  が今回の(公社)榎原経済倶楽部に対する手続